

徳島県告示第四百五十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した

令和四年七月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
合同会社彩り	徳島市多家良町上宝八二番地の七	訪問介護ステーション とうか	徳島市北沖洲二丁目八四一 パレスフェアリー 二〇 二号室	訪問介護	令和四年七月一日
合同会社唯和	同 国府町井戸字城ノ内一七番地の一二	ヘルパーステーション KOKUA	同 佐古八番町上一五の九番地	同	同
合同会社ウイズ訪問看護ステーション	同 かちどき橋三丁目三七番地	合同会社ウイズ訪問看護ステーション	同 北田宮四丁目一〇四 三クレセント一〇三	訪問看護	同
えがふる株式会社	同 北沖洲一丁目一番五〇七〇七号	えがふる訪問看護ステーション	同 北沖洲二丁目二一四	同	同